

CALENDAR 9月の行事	
1 金	市議会9月定例会 会期日程 9月1日(金) 本会議(開会) 9月11日(金)～12日(土) 本会議(一般質問) 9月13日(土)～15日(日) 常任委員会 9月22日(金) 本会議(閉会) 都合により変更になる場合があります。 ☎議会事務局 ☎30-0280
2 土	
3 日	
4 月	
5 火	ストレッチポール教室 10時～・記念スポーツセンター▶P15
6 水	
7 木	ゆったりヨガ教室 10時～・コモッセ▶P15 竹澤茜先生のココから体操教室 10時～・十和田市民センター▶P15
8 金	
9 土	ねりんピック秋田2017 マラソン交流大会 10時～・総合運動公園 鹿角市スポーツ大会(野球:10月22日まで)
10 日	
11 月	
12 火	無料総合相談 13時30分～・市役所相談室▶P18
13 水	
14 木	無料弁護士相談 13時30分～・交流センター▶P18
15 金	
16 土	
17 日	かづの元気フェスタ 10時～・市役所周辺 秋の廃蛍光管収集(十和田)▶P19
18 月	
19 火	無料土地・家屋相談 13時30分～・交流センター▶P18
20 水	
21 木	鹿角市交通安全市民大会 10時～・コモッセ▶P23
22 金	
23 土	鹿角市スポーツ大会(バドミントン・バレーボール) 秋の廃蛍光管収集(八幡平・尾去沢・花輪)▶P19 錦木バイパススクリーンアップ 8時～▶P19
24 日	
25 月	
26 火	浅利ゆみ先生の健康体操教室 13時30分～・福祉保健センター▶P15
27 水	リズム運動教室 10時～・コモッセ▶P15
28 木	無料弁護士相談 13時30分～・交流センター▶P18
29 金	
30 土	鹿角市スポーツ大会(ソフトテニス・バスケットボール)

ECO&LIFE 応援!快適生活

9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」

秋の全国交通安全運動

急がずに マナーとゆとりで 交通安全

📌運動期間：9月21日(金)～30日(日)

子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の事故防止

道路を安全に通行するためには日頃から正しい交通ルールとマナーを確認しておくことが大切です。また、加齢などによる身体機能の変化に十分注意した行動を心がけ、交通事故を未然に防ぎましょう。

夕暮れ時と夜間の事故防止

日没が早まるこれからの時期は、歩行者は反射材の着用を心がけ、自転車や自動車は早めにライトを点灯するなど、お互いに注意することが大切です。

すべての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の徹底

すべての座席でシートベルトの着用が義務づけられています。自動車に乗る際は必ずシートベルト・チャイルドシートを着用しましょう。

飲酒運転の根絶

お酒を飲んだら「運転しない」、お酒を飲んだ人に「運転させない」、運転する人にはお酒を「飲ませない」、飲酒運転根絶のためこの3つを必ず守りましょう。

第39回鹿角市交通安全市民大会

📌日時：9月21日(金) 10時～12時

📌場所：文化の杜交流館コモッセ

📌内容：交通安全功労者表彰、アトラクション(JAかづの協賛による「交通安全落語」を予定)
※入場は無料です。お気軽にご来場ください。

📍市民共動課 環境生活班 ☎30-0224

book

📍花輪図書館(コモッセ内) ☎23-4471／十和田図書館☎35-3239

「読書の秋」に一冊。 今月の新刊。

まぬけなこよみ

津村 記久子 著(平凡社)

季節の移ろいを、二十四節気七十二候ごとに綴ったエッセイ。描かれているイラストもかわいらしく、ほっこりできる一冊です。(花輪)

知らないと損をする! 国の制度をトコトン使う本

清水 京武 著／東 園子 漫画(KADOKAWA)

病気や介護、教育費など将来のお金の不安を軽くする、国の制度の使い方を漫画を交えて紹介した一冊。(十和田)

特別整理期間に伴う、図書館の休館日

十和田図書館・・・9月5日(金)～8日(金)

花輪図書館・・・9月12日(金)～15日(金)

野菜で整える いちばんやさしい 腸がきれいになる食べ方

田口 成子 著(家の光協会)

野菜をたっぷり食べて、健康な腸を作ろう。簡単すぎる野菜の作り置きアイデアや主食とおかず野菜を取り入れるアイデアを紹介。(花輪)

町を歩いて本のなかへ

なんたらうあやしげ 南陀楼綾繁 著(原書房)

古民家での古本市やリトルプレス、早稲田古書店街での日々。地域の本に関する各地のイベントやコミュニティを紹介しています。(十和田)



LEGAL 法の広場

📍法テラス鹿角 ☎0503383-1416

保証契約は慎重に



尾崎 剛史 弁護士
Takeshi Ozaki

法テラス鹿角

所在地
花輪字下花輪 50 番地
福祉保健センター内(2F)
電話番号
0503383-1416
相談受付時間
9時～17時30分
※要予約

今回は、保証契約のお話です。前回このコーナーで、一部の種類の契約を除いて、契約は口頭の合意で成立し、契約書の作成が必要というわけではないというお話をしました。しかし、保証契約では書面の作成が必要とされています。保証契約は、貸金の返済や売買の代金支払いなどの債務(これを主たる債務といいます)を保証するという契約です。少し具体的に説明すると、主たる債務を負う者が何らかの理由で返済できなくなったとき、保証契約をした者(保証人)が代わりに返済するというものです。

社会で多く利用されているのは、連帯保証契約という形態で、一般に保証と言うと、この連帯保証を指すことが多いと思います。単なる保証契約とは、法律上いくつかの違いがあるのですが、これについては省略します。アパートなどを借りるときや、銀行などから借入れをする際に、保証人をつけて欲しいと言われることがあります。そのため、親戚や友人から、「迷惑はかけないから」と言われ、保証人になる場合も多いでしょう。ところが、その親戚や友人が債務を支払うことができなくなってしまう、保証人が多額の負債を抱えるというケースがよくあります。「こんなはずではなかった」と後悔する人も大勢いますが、保証人として契約をしてしまった以上、よほどのことがない限り、保証債務を免れることはできません。親しい人に保証人になって、と頼まれれば断わりづらいと思いますが、しかし、実際に保証人としての責任を負わなければならないときのリスクを十分に考えて契約をしてください。不安なときは、専門家に相談してみるとよいでしょう。